

証券コード 7647
2022年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区本庄東1丁目1番10号
株式会社 音 通
代表取締役社長 岡村 邦彦

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市東淀川区東中島1丁目18番27号
新大阪丸ビル新館 6階 602会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ontsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産はございません。**ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第42期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたします。
株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当社の対応

- ・役員及びスタッフはマスクを着用いたします。
- ・間隔を空けた座席配置としますが、スペースに限りがありますのでご承知おきください。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる方は、入場を制限する場合がございます。

2. 株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症が、未だ世界的に流行しております。この状況を鑑み、できる限り株主総会へのご出席を見合わせていただき、特にご高齢の方・基礎疾患のある方は、招集ご通知記載の方法にて書面にて議決権を行使ください。
- ・会場内での常時マスクご着用と、咳や発熱有無等の健康状態を十分ご確認のうえお越しくくださるようお願いいたします。

上記に関わらず、感染の状況等を考慮し、感染防止の措置を講じる場合があります。また、大きな影響がある場合、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

2021年4月1日から2022年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の当連結会計年度の経営成績は、売上高8,115,099千円（同37.7%減）、営業利益160,653千円（同39.9%減）、経常利益135,697千円（同41.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益103,182千円（同135.7%増）であり、繰延税金資産の計上により法人税等調整額87,707千円（前年同期は△1,050千円）発生いたしました。また、減価償却費713,344千円、のれん償却額18,826千円、減損損失239,732千円、店舗閉鎖損失95,915千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額435,549千円であります。

なお、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」を適用しており、売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,096千円減少しております。

①食料品・生活雑貨小売事業

当社は、2021年10月1日に当社の連結子会社である株式会社音通エフ・リテールと株式会社ニッパンの株式の全てを譲渡し、当セグメントから撤退いたしました。そのため、第2四半期連結累計期間について記載しております。

当セグメントでは、「FLET'S」及び「百圓領事館」等の総合100円ショップを運営しており、第2四半期連結累計期間における新規出店店舗は、次の4店舗であります。

オープン	店舗名称	所在地
2021年4月8日	FLET'S アプロ高安店	大阪府八尾市
2021年4月9日	FLET'S スーパーバリューサングリン店	福岡市西区
2021年8月6日	FLET'S 千葉美浜店	千葉市美浜区
2021年9月9日	FLET'S アプロ園田店	兵庫県尼崎市

一方で、6店舗が閉店し、第2四半期連結会計期間末日現在、「FLET'S」「百圓領事館」等の100円ショップ直営店舗141店舗、同FC店舗5店舗の合計146店舗を運営しておりました。

店舗運営におきましては感染拡大防止策を徹底して営業を継続しておりましたが、前年同四半期ほどの需要を取り込むことができず、当セグメントの業績は、売上高4,279,249千円（前年同期比55.5%減）、セグメント損失（営業損失）11,426千円（前年同期は304,607千円のセグメント利益）となりました。

②カラオケ関係事業

当セグメントでは、業務用カラオケ機器及び周辺機器の賃貸並びに卸売事業を行っております。顧客であるカラオケ関係事業者の多くは、相当期間にわたり営業自粛又は営業時間の短縮を余儀なくされてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の波はあるものの、徐々に営業活動を再開し、多くの店舗が再び正常営業に戻るなどして明るい見通しも出ております。

当セグメントの事業活動におきましても、長期にわたり従業員の一時帰休を行うなど事業活動の縮小を強いられてまいりましたが、顧客店舗の営業活動が再開するとともに事業活動も正常化し、顧客店舗の状況を把握するとともに、営業再開に向けてのサポートに努めてまいりました。

このような状況により停滞していた受注が増加するなどした結果、当セグメントの業績は、売上高1,772,546千円（前年同期比9.6%増）、セグメント利益（営業利益）237,085千円（同56.9%増）となりました。

③スポーツ事業

当セグメントは、スポーツクラブ「JOYFIT」を2店舗、24時間型フィットネス・ジム「JOYFIT24」を18店舗、フィットネス・ジム「FIT365」を7店舗、ホットヨガスタジオ「LAVA」を1店舗、合計28店舗を運営しており、引き続き徹底した感染拡大防止策を実施するとともに、利用者に対しましても協力をお願いしております。なお、JOYFIT百舌鳥八幡を24時間営業としたことに伴い、JOYFIT24百舌鳥八幡に変更いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて業績が低迷しております。JOYFIT24大正区役所前を2021年10月31日に閉店、業績回復が遅れている3店舗の固定資産の減損処理を実施するなど、一部店舗においては引き続き厳しい運営が続いております。

会員数につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて大幅に減少しておりますが、ペースは遅いながらも着実に回復傾向が続いております。

このような状況により当セグメントの業績は、売上高1,601,514千円（前年同期比22.4%増）、セグメント利益（営業利益）59,554千円（前年同期は175,128千円のセグメント損失）となりました。なお、特別損失として、減損損失239,732千円、店舗閉鎖損失5,037千円を計上いたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準」を適用したことにより、売上高及びセグメント利益がそれぞれ2,096千円減少しております。

④ I P 事業

当セグメントは、店舗及び住宅の賃貸並びにコインパーキング「T. O. P. 2 4 h」の運営をしており、併せて当社グループの不動産関連資産の管理を行っております。

店舗及び住宅の賃貸事業におきましては、目立ったテナントの退去もなく、賃貸物件の賃料収入が安定的に推移いたしました。

コインパーキング事業におきましては、当連結会計年度末日現在、大阪府、兵庫県、京都府におきまして53カ所846車室のコインパーキングを運営しており、近隣の競合状況や利用実績などを分析してきめ細かな運営を行っております。新型コロナウイルス感染拡大の波の影響は軽微であり、堅調に推移いたしました。

このような状況により当セグメントの業績は、売上高461,789千円（前年同期比4.2%減）、セグメント利益（営業利益）41,688千円（同120.6%増）となりました。なお、特別損失として、店舗閉鎖損失54,918千円を計上いたしました。

報告セグメント別売上高

区分（部門）	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
食料品・生活雑貨小売事業	9,619	73.8	4,279	52.7	△5,340	△55.5
カラオケ関係事業	1,617	12.4	1,772	21.8	154	9.6
スポーツ事業	1,308	10.0	1,601	19.7	293	22.4
I P 事業	482	3.7	461	5.7	△20	△4.2
合計	13,027	100.0	8,115	100.0	△4,912	△37.7

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績見通しの不透明感から設備投資を抑制した結果、435,549千円となりました。その主要なものは、スポーツジムのトレーニングマシンやカラオケ機器の更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に経常的な資金調達でない増資又は社債発行その他の重要な借入等はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年10月1日に、保有する株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンの全株式を、株式会社ワッツに売却し、株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンは当社の子会社ではなくなりました。

(5) 対処すべき課題

当社並びに当社グループが認識しております対処すべき課題の主なものは次の通りであります。

①カラオケ関係事業

カラオケは、日本国内においては代表的な娯楽の一つとして幅広い世代に浸透しており、産業としても成熟を迎えております。市場規模が今後急拡大することは望めないなか、ディーラーが積極的に事業統合して市場シェアをアップすることで、経営基盤を強固にすることが急務であります。特に、コロナ禍においてディーラーの経営環境は厳しさを増しており、今後は事業統合のスピードが増してくるものと思われれます。今後も事業を成長させ続けるためには、これまで以上に事業統合の成否が重要な課題となります。

一方で、顧客であるカラオケボックスや飲食店等のカラオケ関係施設の運営事業者においても厳しい経営環境が続いております。政府の緊急事態宣言発令下はもとより、社会的要請に応じる形で営業を自粛する事業者も多くあります。また、営業を再開した事業者であっても、来店客数の伸び悩みに直面するなど、厳しい経営環境が続いております。

今後は、今まで以上に顧客である事業者との情報交換を密に行い、連携して対応するとともに、あわせて、与信管理体制の強化を図ることも重要であると認識しております。

②スポーツ事業

スポーツジム業界は、近年他業態からの新規参入もあり、24時間営業の小型ジムが急増するなどして会員獲得競争が激化していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で環境は一変しております。初めての緊急事態宣言が発令された際には、要請により施設の休業を実施したため、会員の退会や休会が急増するなど、特に高齢者を中心にジム離れが進むこととなりました。その後は、退会や休会が減少して落ち着きを取り戻しましたが、新規入会者数は低調に推移しております。会員の皆様が、これまで以上に安心・安全に施設を利用していただけるよう、感染防止対策を万全に行った上で施設の運営に取り組むとともに、大幅に減少した会員数の回復に取り組むことが最重要課題であります。

③内部統制の推進

コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけております。そのため、経営企画室を主幹部門とし、管理部門、事業部門及び子会社が一丸となって取り組むとともに、顧問弁護士など外部専門家との意見交換を通じて、より有効な内部統制システムの構築に取り組んでまいります。

また、取り組みにあたり、全ての役員・社員等が日々、誠実かつ適切な行動を通して、社会全体から成長、発展を望まれる企業となるため、経営のあらゆる視点から、「企業の社会に対する責任」(CSR)を果たすための共通の価値観・倫理観・普段の行動の拠り所となるものとして「行動規範」を定めております。

④機動的な資金調達力の向上

当社グループは、スポーツ事業においては新規出店を、また、カラオケ関係事業においては通信カラオケ機器などの賃貸資産の導入を主な設備投資の対象としております。また、M&Aにおける事業規模の拡大についても積極的に取り組んでおります。

必要とする資金は、営業活動により発生するキャッシュ・フローを中心しつつ、銀行借入れや割賦販売契約などにより調達しております。

しかしながら、今後、設備投資規模の拡大や大規模のM&A案件に取り組むことを可能にするためには、機動的な資金調達力を更に高めつつ最適な調達方法を採用することが、重要な課題であると認識しております。

(6) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当期)
売 上 高	15,784	14,883	13,027	8,115
経 常 利 益	200	65	232	135
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	12	△737	43	103
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	0円07銭	△3円77銭	0円22銭	0円51銭
総 資 産 額	10,459	10,669	10,809	5,983
純 資 産 額	3,369	2,582	2,689	2,869

(注) 当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率	主要な事業内容
株式会社音通エンタテイメント	50,000	100.0%	カラオケ機器の販売・賃貸
株式会社ファイコム	50,000	100.0%	スポーツクラブの経営

(注) 当社は、2021年10月1日に、保有する株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンの全株式を譲渡したため、株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンは当社の子会社ではなくなりました。

(8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
カラオケ関係事業	・カラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸
スポーツ事業	・スポーツクラブ「JOYFIT」(FC)の経営 ・フィットネスジム「FIT365」(FC)の経営 ・ホットヨガスタジオ「LAVA」(FC)の経営
IP事業	・不動産、店舗設備の賃貸 ・コインパーキング「T. O. P. 24h」の経営

(注) 当社は、2021年10月1日に、保有する株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンの全株式を譲渡し、食料品・生活雑貨小売事業から撤退いたしました。

(9) 主要な営業所

① 当 社 本社（大阪市北区）

② 子会社

株式会社音通エンタテイメント	本社（大阪市北区） 大阪営業所（大阪府守口市） 名古屋営業所（名古屋市北区） 横浜営業所（横浜市南区） 東京営業所（東京都台東区）
株式会社ファイコム	本社（大阪市北区） 事業本部（大阪府守口市）

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
121名	△82名

(注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）は含みません。
2. 従業員が当期に82名減少している主な要因は、当社が保有していた株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンの全株式を譲渡したためです。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	692
株式会社三菱UFJ銀行	220
株式会社山陰合同銀行	137
株式会社商工組合中央金庫	100

(注) 2022年3月末日現在の残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 355,000,000株
(2) 発行済株式の総数 203,140,235株（自己株式数2,410株を除く。）
(3) 株主数 13,780名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社デジユニット	50,443,500	24.8
株式会社第一興商	15,079,500	7.4
岡村邦彦	4,743,543	2.3
仲川進	4,743,543	2.3
J Pモルガン証券株式会社	4,528,100	2.2
小林護	3,337,500	1.6
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,268,400	1.6
音通取引先持株会	2,445,000	1.2
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNTS M ILM FE	2,222,240	1.0
伊澤三男	1,629,850	0.8

(注) 持株比率については、自己株式（2,410株）を控除して算出しております。

- (5) 事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下の通りです。

当社は、当社の取締役その他の役員に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	3,926,000株	7名
社外取締役	10,000株	1名
監査役	40,000株	4名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権等の状況

2013年8月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	7人	3人
新株予約権の数	1,192個（1個につき1,000株）	75個（1個につき1,000株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 1,192,000株	普通株式 75,000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	1個につき31,000円（1株当たり31円）	
新株予約権の行使期間	2016年9月3日から2022年9月2日まで	
新株予約権の行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の口座にて管理されること。 	

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡村邦彦	(株)デジユニット代表取締役
代表取締役副社長	仲川 進	管理本部長 (株)デジユニット代表取締役
専務取締役	小林 護	(株)音通エンタテインメント事業本部長取締役事業本部長 (株)デジユニット代表取締役
取締役	伊澤三男	(株)ファイコム取締役部長
取締役	宮川 旭	I P 事業部部長
取締役	中川 淳	経営企画室室長
取締役	北口英樹	(株)音通エンタテインメント取締役部長
取締役	小椋榮和	あさひ合同税理士法人代表社員
常勤監査役	日比隆司	
監査役	石丸哲朗	
監査役	大関紘宇	
監査役	濱田達夫	

(注) 1. 取締役小椋榮和氏は社外取締役であります。

2. 監査役石丸哲朗、大関紘宇、濱田達夫の各氏は社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定め額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額300百万円の範囲内において填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役並びに管理監督・指揮命令を行う従業員であり、全ての被保険者について保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 方針の決定の方法

当社取締役会において、他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等考慮して、決定しております。

b. 方針の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに、個々の取締役の役割及び職責等にふさわしい水準とすることを基本方針とし、固定報酬で構成しております。固定報酬は、基本報酬、非金銭報酬及び役員退職慰労金で構成しており、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員の給与水準をも考慮して総合的に勘案して決定するものとしております。なお、非金銭報酬については、2021年5月7日付取締役会において、譲渡制限付株式をもって導入することを決議しております。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由。

基本方針に沿って役員就業規則に規定された報酬の範囲内で、社長会（社長、副社長、専務の3役で構成）が個人別の報酬を検討し、その結果を取締役会において検討いたしました。更に、取締役会においては、社外取締役に意見等を求めた上で審議した結果、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容は当該方針に沿うものであると判断いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月15日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、非金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第41期定時株主総会において年額100,000千円（うち、社外取締役分は年額1,000千円）以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月15日開催の第17期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、非金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第41期定時株主総会において年額1,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員 の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 労金	
取締役 (うち社外 取締役)	210,875 (1,060)	162,300 (960)	- (-)	39,702 (100)	8,873 (-)	8 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	6,291 (3,182)	5,880 (2,880)	- (-)	403 (302)	7 (-)	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬は支給していません。
 2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 3. 非金銭報酬等は、当事業年度に計上した株式報酬費用であります。

⑤非金銭報酬に関する事項

取締役及び監査役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月25日開催の第41期定時株主総会の決議に基づき株式報酬制度を導入しており、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は役員退任時を原則とします。取締役については、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額100,000千円以内とし、発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年2,500千株以内とします。監査役については、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額1,000千円以内とし、発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年25千株以内とします。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役小椋榮和氏はあさひ合同税理士法人の代表社員であります。なお、当社と同社との間に取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 椋 榮 和	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、税理士の立場・知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜に行っております。
監 査 役	石 丸 哲 朗	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち14回に出席し、企業経営者としての豊富な経験、知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜に行っております。なお、四半期報告書監査役監査を行っております。
監 査 役	大 関 紘 宇	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち14回に出席し、企業経営者としての豊富な経験、知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜に行っております。なお、4月と10月には、本社及び営業所において業務監査、また、四半期報告書監査役監査を行っております。
監 査 役	濱 田 達 夫	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち14回に出席し、企業経営者としての豊富な経験、知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜に行っております。なお、四半期報告書監査役監査を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役小椋榮和氏には、長年にわたるあさひ合同税理士法人の代表者として、並びに税理士として有する豊富や経験と高い見識・能力を発揮していただくことを期待しております。当事業年度における同氏は、各回の取締役会における議案の審議並びに意思決定に際して、長年の経営者としての経験と税理士としての高い見識に基づき、適切な指導・助言をしております。

④独立役員の開示について

当社は、取締役小椋榮和、監査役石丸哲朗、監査役大関紘宇、監査役濱田達夫の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 25,700千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの額の合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は以下の通りであります。当監査役会は、会社法第399条第1項、同施行規則第126条第1項第2号に基づき、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当社規程の「会計監査人の選定及び評価の基準」並びに「会計監査人の監査報酬の評価基準」により、①会計監査人の監査報酬等の評価基準を策定し、②会計監査人より受領した当事業年度の監査計画等の見積りについて、その基準により監査報酬の相当性の評価を行い、③また上場他社の監査報酬等の実態調査資料を参考としました。当監査役会は、監査法人の独立性の確保、内部統制システムの評価、監査の方法と実施状況、監査役会に対する適時適切な報告、監査役会との連携について、太陽有限責任監査法人の前年度の監査実績の分析・評価を踏まえて、当年度の同監査法人の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りを確認し、つぶさに検討した結果、出席監査役全員が当年度に係る会計監査人の監査報酬の見積りは相当であると認めました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査役会は、当社都合の他、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令・規則に違反又は抵触した場合、並びに公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則並びに「会計監査人の選定及び評価の基準」に則り会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案内容とすることを決定し、取締役会へ通知します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

2006年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について以下の通り決議しています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部を設置し、役職員に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成、配布を実施し、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を高める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて、保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。

責任部署は、重要な意思決定及び報告について、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長として取締役会において行い、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者の体制を整える。

リスク管理体制の構築及び運用を行うため、危機管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部のアドバイスを受ける体制を組織し、迅速な対応をする体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する取締役会において業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程を整備、明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理については、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理、進捗管理を実施する。

⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督・監査を実施する。

子会社の事業運営については、当社の担当取締役が監督し、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を実施する。その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程を整備し、取締役会がその任にあたる。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業に関する定期的な報告と重要事項についての事前協議を実施する。

子会社は、それぞれに関するリスクの管理を実施し、当社の担当取締役及び子会社の取締役は、定期的に管理の状況を取締役に報告する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要となる使用人を配置するものとし、具体的な組織、人数、その他の事項について、監査役会と十分な協議の上決定する。

⑦補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令のもとに行動し、取締役その他監査役以外の者から指揮命令は受けない。

また、当該使用人の任命、異動については監査役の同意を必要とし、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役員員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携、意思疎通を諮り、効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前項で掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、経営企画室が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

(3) 社外取締役及び社外監査役のサポート体制

社外取締役及び社外監査役に対しては、選任に際して、各事業における業界動向と当社のおかれた環境、事業概要、財務状況、経営戦略等について個別に説明を行うとともに、その後も、同様の説明や現場視察の機会を随時設けております。

社外監査役は、毎月定例の監査役会におきまして、常勤監査役から監査業務遂行に必要な情報についての報告を受けるとともに、社外監査役の要求があれば、管理部長が必要な会社情報を提供しております。

また、社外監査役は、毎月定例の取締役会に出席し、取締役会資料を閲覧するとともに、取締役会出席者と情報交換、意見交換を行っております。

(4) 関連当事者との取引を行う場合の基本的な考え方及びその整備状況

①基本的な考え方

当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は、開示を行っております。

②整備状況

取締役との取引又は主要株主等との重要性の高い取引を行う場合は、取締役会の決議事項もしくは報告事項とし、取締役会は当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、監視、監督しております。

そのため、取締役会の決議においては、関連当事者取引に関係する役員を客数から除外しております。

なお、当社は毎年定期的に、当社及び子会社の役員全員から、特別利害関係人に関する情報の提供を受けて管理しております。

(5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①基本的な考え方

当社グループは、行動規範において反社会的勢力を排除することが企業の社会的責任であることを明確にし、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固として排除することを宣言しております。

②整備状況

管理部総務課を対応部署として、行動規範、CSR基本規定、コンプライアンス規定、危機管理マニュアルを整備し、警察等の関係官庁や弁護士等の外部専門機関と連携し、従業員に対して指導、助言を行うことにより、全社が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であり、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる。」旨を定款に定めております。

この基本的な配当方針のもと、利益配分につきましては業績動向や経営環境を勘案し、長期にわたり安定的に、かつ業績に対応した配分を実施したいと考えております。

なお、内部留保金は、強固な財務体質の確立と経営基盤の強化安定を図るべく充実に努めるとともに、その活用については長期的展望に立ち、業績の拡大に取り組んでまいります。

また、収益力の高い企業となるために、将来を見据えた成長戦略への投資を積極的に推し進めてまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,200,505	流 動 負 債	1,736,033
現金及び預金	1,550,686	支払手形及び買掛金	82,648
売掛金	394,353	1年内返済予定の長期借入金	1,038,656
商品及び製品	30,173	1年内償還予定の社債	40,000
原材料及び貯蔵品	3,690	未払金	45,904
前払費用	171,210	1年内支払予定の長期割賦未払金	334,292
預け金	219	未払法人税等	40,340
その他	52,723	資産除去債務	428
貸倒引当金	△2,551	その他	153,763
固 定 資 産	3,780,588	固 定 負 債	1,378,369
有 形 固 定 資 産	2,971,205	社債	100,000
賃貸資産	1,303,923	長期借入金	566,904
建物及び構築物	864,205	長期割賦未払金	361,935
土地	445,835	退職給付に係る負債	64,944
その他	357,241	役員退職慰勞引当金	123,122
無 形 固 定 資 産	43,294	資産除去債務	40,398
のれん	32,542	その他	121,064
その他	10,752	負 債 合 計	3,114,402
投資その他の資産	766,087	純 資 産 の 部	
投資有価証券	130,183	株 主 資 本	2,833,904
建設協力金	54,775	資本金	1,725,920
差入保証金	315,298	資本剰余金	1,016,400
繰延税金資産	187,563	利益剰余金	91,669
その他	92,164	自己株式	△87
貸倒引当金	△13,897	新 株 予 約 権	35,484
繰 延 資 産	2,697	純 資 産 合 計	2,869,388
株式交付費	216	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,983,791
社債発行費	2,481		
資 産 合 計	5,983,791		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	8,115,099
売上原価	4,948,321
売上総利益	3,166,778
販売費及び一般管理費	3,006,124
営業利益	160,653
営業外収益	
受取利息	2,331
持分法による投資利益	1,318
受取保険金	2,716
受取奨励金	2,747
受取給付金	5,228
その他	3,624
営業外費用	
支払利息	27,595
社債発行費	877
支払保証料	272
支払手数料	6,722
その他	7,453
経常利益	42,921
特別利益	135,697
固定資産売却益	111
新株予約権戻入益	1,181
資産除去債務戻入益	15,041
関係会社株式売却益	468,943
特別損失	
固定資産除却損失	529
減損損失	239,732
店舗閉鎖損失	95,915
棚卸資産処分損失	59
新型コロナウイルス関連損失	9,717
税金等調整前当期純利益	345,953
法人税、住民税及び事業税	84,131
法人税等調整額	87,707
当期純利益	275,021
非支配株主に帰属する当期純利益	103,182
親会社株主に帰属する当期純利益	—
	103,182

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,724,419	1,014,900	93,913	△180,687	2,652,545
会計方針の変更による累積的影響額			△21,660		△21,660
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,724,419	1,014,900	72,252	△180,687	2,630,884
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,500	1,500			3,001
剰 余 金 の 配 当			△48,135		△48,135
親会社株主に帰属する当期純利益			103,182		103,182
自 己 株 式 の 処 分			△35,629	180,600	144,971
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	1,500	1,500	19,416	180,600	203,019
当 期 末 残 高	1,725,920	1,016,400	91,669	△87	2,833,904

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	37,347	2,689,892
会計方針の変更による累積的影響額		△21,660
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,347	2,668,232
当 期 変 動 額		
新株の発行(新株予約権の行使)	△681	2,320
剰 余 金 の 配 当		△48,135
親会社株主に帰属する当期純利益		103,182
自 己 株 式 の 処 分		144,971
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,181	△1,181
当 期 変 動 額 合 計	△1,862	201,156
当 期 末 残 高	35,484	2,869,388

【連結注記表】

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社名

株式会社音通エンタテインメント、株式会社ファイコム

なお、株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンについては所有株式の全てを売却したため連結子会社でなくなりました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社P J

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a. 商品

先入先出法

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3～47年

賃貸資産 2～47年

その他 2～12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員退職慰労金支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）の額に基づき計上しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で均等償却しております。但し、金額が僅少なものについては、発生時に一括償却しております。なお、株式会社音通エンタテイメントの有するのれんの一部は、10年間で均等償却しております。

④収益及び費用の計上基準

a. 食料品・生活雑貨小売事業

食料品・生活雑貨小売事業においては、主に店舗にて食料品や生活雑貨の販売を行っております。当該商品の販売については顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

b. カラオケ関係事業

カラオケ関係事業においては、主に業務用通信カラオケ機器の賃貸及び販売を行っております。当該商品の賃貸については、顧客との契約に基づく利用期間に対応して収益を認識し、販売については顧客に商品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

c. スポーツ事業

スポーツ事業においては、主に会員制スポーツジムの利用サービスを提供しております。当該サービスにおける月額利用料は、顧客との契約に基づく利用期間に対応して収益を認識し、セキュリティ管理・施設メンテナンス料は、顧客との契約に基づき一定の期間にわたって収益を認識しております。

d. IP事業

IP事業においては、不動産の賃貸及びコインパーキングの運営を行っております。これらの取引については契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

III. 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方々と比べて、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,096千円減少し、利益剰余金の当期首残高は21,660千円減少しております。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」に区分表示しております。

IV. 表示方法の変更

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	スポーツ事業
有形固定資産及び無形固定資産	1,129,964千円
減損損失	239,732千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、スポーツクラブ及びホットヨガスタジオの運営の事業形態を基礎とした「スポーツ事業」を営んでいます。

この事業については、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、店舗損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された店舗に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の利益計画を基礎としております。そこでの主要な仮定は、会員数、固定費及び新型コロナウイルス感染症の収束時期であり、実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	187,563千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得及び将来加算一時差異に基づき判断しています。

課税所得は、将来の利益計画を基礎として見積っていますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等による影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

VI. 追加情報

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い

当社及び全ての国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。但し、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

VII. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

賃貸資産	2,851,619千円
建物及び構築物	700,420千円
その他	816,003千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務の金額

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	210,000千円
--------	-----------

(2) 担保に係る債務の金額

長期借入金	944,694千円
-------	-----------

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額を含んでおります。

VIII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計 年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	202,997,645	145,000	—	203,142,645
自己株式 普通株式	5,001,410	—	4,999,000	2,410

(注) 変動事由の概要

発行済株式	ストック・オプションの権利行使による増加	145,000株
自己株式	株式報酬のための自己株式の処分による減少	4,999,000株

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	23,759	0.12	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	24,376	0.12	2021年9月30日	2021年12月6日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	24,376	0.12	2022年3月31日	2022年6月27日

3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	2013年6月21日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	3,352,000株

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にスポーツジム施設の運営、業務用通信カラオケ機器の賃貸及び商業施設の賃貸などを行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入、社債発行及び割賦）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

①資産

現金及び預金のうち、預金は全て円建てであり、ほとんどが要求払預金であります。

売掛金は、全て1年内の期日であります。

建設協力金は、主に賃貸用商業施設において、土地の所有者に係る不動産賃貸契約に係るものであり、約定に定めるものの回収期日は決算日後最長8年であり、差入先の信用リスクに晒されております。

②負債

支払手形及び買掛金は全て1年内の期日であります。

社債、長期借入金及び割賦は運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は社債が決算日後最長4年、長期借入金が決算日後最長5年、割賦未払金が決算日後最長3年であります。

なお、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

建設協力金及び差入保証金について、当社グループ各社は各担当部門が取引先の状況をモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場性のない投資有価証券については、発行体ごとに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金については、当社財務部門が、金利の変動に係る支払金利の変動リスクを継続的に把握し、その抑制に努めております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社グループ各社からの情報に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金並びに支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 建設協力金	54,775	59,080	4,305
資産計	54,775	59,080	4,305
(1) 社債	140,000	139,508	△491
(2) 長期借入金	1,605,560	1,605,560	—
(3) 長期割賦未払金	696,228	691,883	△4,344
負債計	2,441,788	2,436,952	△4,835

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	130,183

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,550,686	—	—	—
売掛金	394,353	—	—	—
建設協力金	11,664	35,331	7,779	—
合計	1,956,704	35,331	7,779	—

(注) 3. 社債、長期借入金その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
社債	40,000	40,000	40,000	20,000	—	—
長期借入金	1,038,656	134,613	340,690	66,584	25,017	—
長期割賦未払金	334,292	256,520	105,414	—	—	—
合計	1,412,948	431,133	486,104	86,584	25,017	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	—	59,080	—	59,080
資産計	—	59,080	—	59,080
社債	—	139,508	—	139,508
長期借入金	—	1,605,560	—	1,605,560
長期割賦未払金	—	691,883	—	691,883
負債計	—	2,436,952	—	2,436,952

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

建設協力金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、長期割賦未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループは、大阪府及びその他の地域において、賃貸商業施設や賃貸住宅を所有（それぞれ土地を含む）しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (千円)			連結決算日における時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸商業施設	382,879	169,746	552,626	640,536
賃貸住宅	179,439	△3,882	175,556	151,162
合計	562,319	165,863	728,183	791,698

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸商業施設が増加した主な要因は、株式会社音通エフ・リテールの株式譲渡に伴う固定資産の整理によるものであります。

3. 時価の算定方法

重要性が乏しいため、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等によっております。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、345千円（賃貸収益は売上に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

XI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				計
	食料品・生活雑貨 小売事業	カラオケ関係事業	スポーツ事業	I P事業	
顧客との契約から生じる収益	4,279,249	1,772,546	1,601,514	239,228	7,892,539
その他の収益	—	—	—	222,560	222,560
外部顧客への売上高	4,279,249	1,772,546	1,601,514	461,789	8,115,099

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸貸入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

	当連結会計年度（期首） （2021年4月1日）	当連結会計年度 （2022年3月31日）
契約負債	25,468	27,565

契約負債は、スポーツ事業において履行義務の充足の時期に収益を認識するスポーツジムのセキュリティ管理・施設メンテナンス料について、支払い条件に基づき受け取った履行義務が未到来分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、25,468千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が2,096千円増加した理由は、スポーツジムのセキュリティ管理・施設メンテナンス料として前受金が増加したことによります。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

なお、当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

XII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	13円95銭
1株当たりの当期純利益	0円51銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,292,179	流動負債	1,251,260
現金及び預金	1,221,164	買掛金	41,505
売掛金	10,269	1年内償還予定の社債	40,000
貯蔵品	240	1年内返済予定の長期借入金	1,038,656
前払費用	106,431	リース債務	14,355
短期貸付金	283	未払金	59,394
関係会社短期貸付金	1,637,308	未払費用	123
立替金	196,720	未払法人税等	18,527
未収入金	77,470	預り金	8,540
仮払金	4,983	関係会社預り金	1,537
その他	37,305	前受収益	16,428
固定資産	1,930,024	資産除去債務	428
有形固定資産	1,088,676	その他	11,762
貸資産	574,080	固定負債	991,940
建物	19,229	社債	100,000
構築物	227	長期借入金	566,904
車両運搬具	53,451	リース債務	25,042
工具、器具及び備品	1,979	長期預り保証金	60,170
土地	439,707	退職給付引当金	64,944
無形固定資産	6,478	役員退職慰労引当金	123,122
ソフトウェア	1,492	資産除去債務	40,398
電話加入権	4,030	その他	11,358
水道施設利用権	955	負債合計	2,243,201
投資その他の資産	834,869	純資産の部	
投資有価証券	100,000	株主資本	2,946,215
関係会社株式	536,741	資本金	1,725,920
建設協力金	54,775	資本剰余金	1,176,956
出資金	11	資本準備金	1,176,956
関係会社長期貸付金	115,699	利益剰余金	43,425
長期前払費用	31,504	利益準備金	18,000
繰延税金資産	122,293	その他利益剰余金	25,425
繰上保証金	176,710	繰越利益剰余金	25,425
貸倒引当金	△302,865	自己株式	△87
繰延資産	2,697	新株予約権	35,484
株式交付費	216	純資産合計	2,981,700
社債発行費	2,481	負債及び純資産合計	5,224,901
資産合計	5,224,901		

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		599,564
売 上 原 価		515,679
売 上 総 利 益		83,884
販売費及び一般管理費		224,970
営 業 損 失		141,085
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32,226	
受 取 配 当 金	280,704	
受 取 保 険 金	569	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	206,413	
そ の 他	820	520,734
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,862	
社 債 利 息	745	
社 債 発 行 費 償 却	877	
支 払 保 証 料	272	
支 払 手 数 料	6,722	
そ の 他	3,824	32,304
経 常 利 益		347,344
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,181	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	15,041	16,222
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	347	
店 舗 閉 鎖 損 失	54,918	
事 業 譲 渡 損	45,053	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3,800	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 損 失	54	104,173
税 引 前 当 期 純 利 益		259,393
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,249	
法 人 税 等 調 整 額	152,849	161,098
当 期 純 利 益		98,294

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,724,419	1,175,456	1,175,456	18,000	26,291	44,291	△180,687	2,763,479
会計方針の変更による累積的影響額					△15,394	△15,394		△15,394
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,724,419	1,175,456	1,175,456	18,000	10,896	28,896	△180,687	2,748,084
当 期 変 動 額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,500	1,500	1,500			-		3,001
剰余金の配当			-		△48,135	△48,135		△48,135
当期純利益			-		98,294	98,294		98,294
自己株式の処分			-		△35,629	△35,629	180,600	144,971
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-			-		-
当期変動額合計	1,500	1,500	1,500	-	14,528	14,528	180,600	198,131
当 期 末 残 高	1,725,920	1,176,956	1,176,956	18,000	25,425	43,425	△87	2,946,215

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	37,347	2,800,826
会計方針の変更による累積的影響額		△15,394
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,347	2,785,432
当 期 変 動 額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	△681	2,320
剰余金の配当		△48,135
当期純利益		98,294
自己株式の処分		144,971
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,181	△1,181
当期変動額合計	△1,862	196,268
当 期 末 残 高	35,484	2,981,700

【個別注記表】

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物、構築物 3～47年

賃貸資産 2～47年

その他 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

3年間にわたり均等償却しております。

(2) 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）の額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支払いに備えるため、内規に基づく当期末における要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

不動産の賃貸及びコインパーキングの運営を行っております。これらの取引については契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

III. 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比べて、当事業年度の利益剰余金の当期首残高は15,394千円減少しております。

IV. 追加情報

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い

当社及び全ての国内連結子会社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。但し、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

V. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	122,293千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得及び将来加算一時差異に基づき判断しています。

課税所得は、将来の利益計画を基礎として見積っていますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等による影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

VI. 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

貸貸資産	386,848千円
建物	109,847千円
構築物	597千円
車両運搬具	62,551千円
工具、器具及び備品	15,597千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務の金額

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	210,000千円
--------	-----------

(2) 担保に係る債務の金額

長期借入金	944,694千円
-------	-----------

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額を含んでいます。

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	267,772千円
関係会社に対する短期金銭債務	27,449千円

(注) 貸借対照表に区分表示したものは除いております。

VII. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（収入分）	438,250千円
営業取引（支出分）	8,617千円
営業取引以外の取引	337,865千円

VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	202,997,645	145,000	—	203,142,645
自己株式 普通株式	5,001,410	—	4,999,000	2,410

(注) 変動事由の概要

発行済株式	ストック・オプションの権利行使による増加	145,000株
自己株式	株式報酬のための自己株式の処分による減少	4,999,000株

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	19,859千円
資産除去債務	12,484千円
役員退職慰労引当金	27,396千円
未払事業税	4,084千円
関係会社株式評価損	57,381千円
関係会社貸倒引当金	92,616千円
繰越欠損金	11,778千円
その他	15,662千円
評価性引当額	△108,462千円
繰延税金資産合計	132,800千円

繰延税金負債

資産除去債務	△4,676千円
役員退職給付立替金	△5,831千円
繰延税金負債合計	△10,507千円
繰延税金資産純額	122,293千円

X. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

属性	名称又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)			
子 会 社	株式会社音通 エンタテインメント	大阪市 北区	50,000	カラオケ機器 の賃貸・販売	(所有) 直接100.0%	役員提供・ 融資・役員 の兼任	経費等の立替	1,070,580	立替金	159,947			
							事務委託料の受取	225,600	—	—			
							配当金の受取	280,704	—	—			
							資金の回収 (注2)	271,601	関係会社 短期貸付金	323,692			
							被保証債務 (注1,3)	912,678	—	—			
	株式会社音通 エフ・リテール	大阪市 北区	50,000	食料品・生活 雑貨の小売	(所有) 直接100.0%	役員提供・ 融資・役員 の兼任	経費の立替	1,205,009	立替金	—			
							事務委託料の受取	56,400	—	—			
							資金の回収 (注2)	264,900	関係会社 短期貸付金	—			
	株式会社 ファイコム (注4)	大阪市 北区	50,000	スポーツ 事業	(所有) 直接100.0%	役員提供・ 融資・役員 の兼任	資産の貸付	97,703	売掛金	8,605			
							経費等の立替	383,667	立替金	35,791			
							事務委託料の受取	18,000	—	—			
							資金の回収 (注2)	202,333	関係会社 短期貸付金	1,313,616			
												関係会社 長期貸付金 (注4)	115,699
							被債務保証 (注1,3)	912,678	—	—			
	株式会社 ニッパン	大阪市 北区	20,000	食料品・生活 雑貨の小売	(所有) 直接100.0%	役員提供・ 融資・役員 の兼任	資金の回収 (注2)	98,154	関係会社 短期貸付金	—			

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社の借入金について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払及び担保の提供は、行っておりません。
2. 貸付金については、金銭消費貸借契約に基づいて市場金利に一定の利率を上乗せして決定しております。
3. 連帯保証を受けております。
4. 株式会社ファイコムの貸付金に対し、302,865千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において152,011千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	14円50銭
1株当たり当期純利益	0円49銭

XII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社音通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 紀彰 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社音通の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社音通及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社音通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 紀彰 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社音通の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について取締役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、重要な会議への出席、取締役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告を聴き、重要な決裁書類等を開覧するなどの方法により、業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。また、子会社については必要に応じ、事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5 月23日

株式会社音通 監査役会

常勤監査役 日比 隆司 ㊟

社外監査役 石丸 哲朗 ㊟

社外監査役 大関 紘宇 ㊟

社外監査役 濱田 達夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 12銭
総額 24,376千円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要になるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2.</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則) <u>1.</u> 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 <u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 <u>3.</u> 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役日比隆司氏は、本総会終結の時をもって退任されます。また、監査役石丸哲朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。尚、新任候補者は日比隆司氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いしまる てつろう 石丸 哲朗 (1952年9月11日生)	1996年6月 株式会社ナガオカスポーツ退社 1998年10月 有限会社アップル設立 代表取締役社長 2003年6月 当社監査役 現在に至る	0株
2	よしだ よしかず 吉田 義和 (1961年12月22日生)	1989年7月 当社入社 2011年6月 株式会社音通エフ・リテール 商品部課長 2014年9月 株式会社音通エフ・リテール 店舗運営部 課長 2021年10月 株式会社音通 管理部総務課 課長 現在に至る	50,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 吉田義和氏は、新任の監査役候補者であります。
 3. 石丸哲朗氏は、社外監査役候補者であります。
 尚、当社は石丸哲朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 石丸哲朗氏を社外監査役候補者とした理由
 各分野における高い見識及び企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 5. 石丸哲朗氏は現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって19年であります。
 6. 石丸哲朗氏と当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める額であります。同氏が監査役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役、監査役がその職務の執行に関し、責任を負うまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
 尚、吉田義和氏が監査役、石丸哲朗氏が社外監査役に就任した場合は、それぞれ当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役として1名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
たまき もとみ 玉置 求己 (1972年8月17日生)	1998年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所 2002年3月 公認会計士登録 2004年8月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)退職 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 2011年4月 税理士登録 現在に至る (重要な兼職の状況) ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 取締役 玉置勝己税理士事務所 所属税理士	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 玉置求己氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 玉置求己氏を補欠社外監査役候補者にした理由
 同氏は、公認会計士・税理士として、豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 4. 玉置求己氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 玉置求己氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 6. 当社は、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役、監査役がその職務の執行に関し、責任を負うまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
 なお、玉置求己氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役日比隆司氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

日比隆司氏の略歴は、以下のとおりであります。

氏 名	略歴
日比 隆司	2018年6月 当社監査役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東淀川区東中島1丁目18番27号
新大阪丸ビル新館 6階 602会議室



(交通機関)

JR新大阪駅東出口より 徒歩5分

地下鉄御堂筋側からお越しの場合は、一度JR側上階に上がり東口にお越し下さい。

*会場には駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。